

秋田県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和5年8月1日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般国道	旧	342号	横手市十文字町仁井田字東16番1地先 から字段ノ下122番地先まで	16.30～36.50	0.549
	新	342号	横手市十文字町仁井田字東16番1地先 から字段ノ下122番地先まで	16.30～20.00	0.549

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和5年8月1日（火）から同月16日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）